

○厚生労働省令第七十八号
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十四条の第三項及び第一百五十二条の規定に基づき、女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

女性労働基準規則の一部を改正する省令
 女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中、「昭和四十七年政令第三百十八号」の下に、「第十八号において「安衛令」という。」を加え、同項第四号及び第六号中、「デリツク」を「デリツク」に改め、同項第十八号を次のように改める。

十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務

イ 塩素化ビフェニル（別名 PCB）、アクリルアミド、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く）、塩化ニツケル（Ⅱ）粉状の物に限る。）、砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）、ペータープロピオラクトン、ペンタクロルフェニール（別名 PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所 次に掲げる業務

(1) 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十二條第一項又は第二十二條の第二項に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く）であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

口 鉛及び安衛令別表第四第六号の鉛化合物を発散する場所 次に掲げる業務

- (1) 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第三十九条ただし書の規定により呼吸用保護具を使用させて行う臨時の作業を行う業務又は同令第五十八条第一項若しくは第二項に規定する業務若しくは同条第三項に規定する業務（同項に規定する業務にあつては、同令第三条各号に規定する業務及び同令第五十八条第三項ただし書の装置等を稼働させて行う同項の業務を除く。）

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第八号に掲げる作業場であつて、鉛中毒予防規則第五十二条の第二項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における業務

ハ エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、キシレン、N・Nジメチルホルム

- アミド、スチレン、テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロルエチレン、トルエン、二硫化炭素又はメタノールを発散する場所 次に掲げる業務
- (1) 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第三十二条第一項第一号若しくは第二号又は第三十三条第一項第二号から第七号までに規定する業務（同令第二条第一項の規定により、これらの規定が適用されない場合における同項の業務を除く。）
- (2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第十号に掲げる作業場であつて、有機溶剤中毒予防規則第二十八条の第二項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における業務

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）

改正案	現行
<p>（危険有害業務の就業制限の範囲等）</p> <p>第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八号において「安衛令」という。）第一条第三号に規定するボイラーをいう。次号において同じ。）の取扱いの業務</p> <p>三 （略）</p> <p>四 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務</p> <p>五 （略）</p> <p>六 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（二人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）</p> <p>七 七十七 （略）</p> <p>十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務</p> <p>イ 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く）、塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る）、砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）、ベータープロピオラクトン、ペンタクロルフ</p>	<p>（危険有害業務の就業制限の範囲等）</p> <p>第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第一条第三号に規定するボイラーをいう。次号において同じ。）の取扱いの業務</p> <p>三 （略）</p> <p>四 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務</p> <p>五 （略）</p> <p>六 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（二人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）</p> <p>七 七十七 （略）</p> <p>十八 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務</p>

（傍線の部分は改正部分）

エノール（別名PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所 次に掲げる業務

(1) 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十二條第一項又は第二十二條の第二項に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）であつて、特定化学物質障害予防規則第二十六條の第二項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

ロ 鉛及び安衛令別表第四第六号の鉛化合物を發散する場所 次に掲げる業務

(1) 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第三十九條ただし書の規定により呼吸用保護具を使用させて行う臨時の作業を行う業務又は同令第五十八條第一項若しくは第二項に規定する業務若しくは同條第三項に規定する業務（同項に規定する業務にあつては、同令第三條各号に規定する業務及び同令第五十八條第三項ただし書の装置等を稼働させて行う同項の業務を除く。）

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第八号に掲げる作業場であつて、鉛中毒予防規則第五十二條の第二項の規定による評価の結果、第三管理区分

に区分された場所における業務

ハ エチレンジグリコールモノエチルエーテル（別名セロソ
ルブ）、エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテ
ート（別名セロソルブアセテート）、エチレンジグリコー
ルモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、キシ
レン、N・N―ジメチルホルムアミド、スチレン、テト
ラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）、トリク
ロルエチレン、トルエン、二硫化炭素又はメタノールを
発散する場所 次に掲げる業務

(1) 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三
十六号）第三十二条第一項第一号若しくは第二号又は
第三十三条第一項第二号から第七号までに規定する業
務（同令第二条第一項の規定により、これらの規定が
適用されない場合における同項の業務を除く。）

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第十
号に掲げる作業場であつて、有機溶剤中毒予防規則第
二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第三管
理区分に区分された場所における業務

2
十九～二十四 (略)

2
十九～二十四 (略)